

平成26年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第1号

平成26年3月4日(火曜日)午前10時00分 開 会

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
6番	小松崎誠君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	根本一良君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	石塚英幸君
市長公室長	高田忠君	消防長	井坂沢守君
総務部長	木川祐一君	教育部長	金田康則君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	田崎清君
保健福祉部長	木村義雄君	農業委員会事務局長	小松崎昇君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	君山悟
〃	補佐	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 施政方針演説
- 日程第 4 議案第 2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について
議案第 3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

- 議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 14 号 平成 25 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)
- 議案第 15 号 平成 25 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 16 号 平成 25 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 17 号 平成 25 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 18 号 平成 25 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 19 号 平成 25 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 20 号 議平成 25 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 6 議案第 21 号 平成 26 年度かすみがうら市一般会計予算
- 議案第 22 号 平成 26 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 26 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 26 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 26 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 26 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 26 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 28 号 石岡地方斎場組合理約の変更について
- 日程第 8 議案第 29 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 事務検査結果報告について

日程第 1 0 委員会発議第 2 号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）

日程第 1 1 請願第 7 号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 施政方針演説

日程第 4 議案第 2 号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について

議案第 3 号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

議案第 4 号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6 号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 0 号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議案第 1 1 号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 2 号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 3 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定について

日程第 5 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 1 5 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 1 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 2 0 号 議平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 3 号）

- 日程第 6 議案第 2 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計予算
議案第 2 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
議案第 2 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 2 4 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
議案第 2 5 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 2 6 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
議案第 2 7 号 平成 2 6 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 2 8 号 石岡地方斎場組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 2 9 号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について
- 日程第 9 事務検査結果報告について
- 日程第 1 0 委員会発議第 2 号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）
- 日程第 1 1 請願第 7 号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから平成26年かすみがうら市議会第1回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木良道君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により6番 小松崎 誠君、7番 加
固豊治君、8番 佐藤文雄君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（鈴木良道君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの24日間といたしたいと思いますが、これにご異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

この際、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会活動状況一覧表のとおりであります。ごらんおき願います。

次に、議長、副議長が主席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事報告書のとおりであります。

次に、2月7日、茨城県市議会議長会主催による平成25年度第2回議員研修会が鉾田市を会場に開催され、佐藤文雄君、岡崎 勉君、川村成二君の3名が参加しましたので、代表して佐藤文雄君から報告を求めます。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

平成25年度茨城県市議会議長会の第2回議員研修会の報告書について発言をいたします。

去る2月7日、茨城県市議会議長会主催の第2回議員研修会が鉾田市において行われました。

私のほか、川村議員と岡崎議員の3名が参加しましたが、代表して今回の議員研修の報告を行います。

今回の研修テーマは「地方議会改革について」でしたが、元全国都道府県議会議長会議事調査部長の野村稔先生を講師として講演して頂きました。

先生は笠間市の稲田出身で高校まで茨城に住んでいたこともあり、「なかなか茨城弁が直らない」と冗談気味に述べて講演を始めました。大学卒業後、新聞記者を数年経た後、縁あって都道府県議会議長会のほうに勤めることになったそうであります。先生は「40年間という長きにわたって議会一筋に調査・研究してきた」と述べ、「大学教授には地方議会の本当の研究者はいない」と指摘し、「それは実際の現場に来ていないからだ。議会の傍聴した経験があるのか」と述べ、「私が1億5000万円以上の契約案件を議会の承認を得る法律をつくった。それは公共事業が大手大企業にいくよりも地元業者を優先することが理由だった。当時の自治省と対立した」というふうに語っておりました。

40年間の中で特筆する点について、先生は平成3年に議会運営委員会を法制化したことを挙げておりました。また、「議長には調査権があることも主張し、これも自治省と対決した」とも語りました。

議会改革の必要性について先生は、「平成5年の総選挙以来、国政は激動しているが、地方議会が安定しているので、住民は動揺していない。この地方議会の役割は高く評価されてよい。地方自治制度や議会運営についての理解を深めるとともに、主催者、いわゆる主権者である住民の意識改革をすることが求められている」と述べ、改革の進め方については「現行法でできるものからやる必要がある」として、「具体的な改革を一つずつやること。その順番や一覧表をつくって、その結果が基本条例につながる」と教授いたしました。

議員の役割について先生は、「長の選挙における対立、過去の与党・野党意識を議会に持ち込まない。住民の目線に立つことだ」と述べ、「発言するときには、政務活動費を活用した提案

であることを明示することも必要だ」と助言されました。そして議員の発言は「一問一答方式で、質問は短く答弁は長く」と述べわかりやすい議会にすることなどのアドバイスもありました。

そのほかにも、行政改革は民間人だから議員にできることや常任委員会の役割が大きいこと、予算編成前に議会の要望事項（政策）を長に提言することの必要性も語りました。

最後に、先生は「健康に気をつけて、元気なうちに議員はやめたほうがいい」と述べ、講演を終えたわけであります。議員定数削減は行財政改革の中心ではないという先生の提言が、私は強く印象に残りました。

以上、研修の報告といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で議員派遣の報告を終わります。

次に、閉会中の所管事務調査として、文教厚生委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 加固豊治君。

[文教厚生委員会委員長 加固豊治君登壇]

○文教厚生委員会委員長（加固豊治君）

おはようございます。

文教厚生委員会委員長報告。

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、平成25年度第4回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成26年1月10日及び2月19日に委員会を開催いたしました。

1月10日の委員会では、公立小学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行について、2月19日の委員会では、公立小中学校の統廃合及び校舎の耐震工事に関する事項として、霞ヶ浦中学校のスクールバスの運行について、小学校の統合について、文教厚生委員会の所管に関する事項として、学校給食費の無料化について、障害者福祉・児童福祉・高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として敬老祝い金について、子育て支援について執行部から説明を受けました。

なお、調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

以上で、閉会中の所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、本日までに請願第1号 要支援者を介護予防給付から切り離すことに反対の請願書及び請願第2号 労働者保護ルール改悪反対を求める請願書を受理し、お手元に配付いたしました。請願文書表に記載のとおり、所管である各常任委員会へ付託いたしましたので報告をいたします。

また、請願第3号 小学校統廃合の慎重審議を求める請願書を受理しておりますのでご報告をいたします。

また、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配付しておきましたので、ごらんおきいただきました。

いと存じます。

次に、平成25年第4回定例会会議録をお手元に配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員会からの地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成25年11月から平成26年1月までの例月出納検査報告書の抜粋をお手元に配付しておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 施政方針演説

○議長（鈴木良道君）

日程第3、施政方針演説を行います。

発言を許します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

本日、平成26年かすみがうら市議会第1回定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに平成26年度の予算を初め、重要議案の審議をお願いするに当たり、私の市政に対する所信の一端を申し述べ、議員各位を初め、市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災からもうすぐ丸3年が経過しようとしています。被災地の復興はインフラ面を中心に少しずつ進み、国の新成長戦略や全国的防災関連事業と相まって新たな国づくりと国土強靱化が進められているように感じます。

平成25年度は新たな政権のもと、日本経済再生に向けた緊急経済対策が年頭に閣議決定され、安倍晋三首相の経済政策アベノミクスの3本の矢が示されました。いわゆる大胆な金融政策と機動的な財政政策、そして新しい成長戦略であります。

第1の矢と第2の矢が既に放たれ、株価を押し上げるなど、目に見えた効果が伺えます。最後の成長戦略は短期的な問題ではなく、中長期的な問題でありますから、これまでと同じようにすぐに効果があらわれるものではないと思いますが、その取り組みが復興から再生への動きを活発化し、前向きな経済活動や活発な消費活動へと導いていくはずであります。

また2020年、平成32年であります。東京オリンピック・パラリンピック開催が決定しました。第二次世界大戦以降で夏季五輪を二度開くのはロンドンと東京しかありません。前回、1964年（昭和39年）の大会は、戦後の復興と高度経済成長、そして先進国、経済大国へと向かう活気のある時代でありました。しかし、現在は東日本大震災からの復興と再生、さらには少子高齢化の進展に加えて、1017兆円という巨額な国の債務残高に代表される財政難の時代であり、そういった時代にあったスポーツの意義が問われていると考えております。

そのような中ではありますが、2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機に社会的課題の解決を加速し、未来に向けた仕組みを構築していこうとする取り組みもなされようとしていま

す。今後はこのような目標に向かってさまざまな経済活動がこれまでとは異なり、一層活発となっていくのではないかと考えております。

とはいえ、現在も長引く景気低迷やデフレからの脱却の途上であることに変わりはありませんし、我が国の極めて逼迫した財政状況が劇的に改善するということが困難です。拡大する社会保障費の財源とするため消費税が4月から増税されますので、2014年（平成26年）の経済成長も実質GDPでは落ち込むことが想定されます。そのような中、平成25年8月10日、内閣府が公表した国民生活に関する世論調査によれば、「現在の生活に満足している」「まあ満足している」と答えた人の割合は、前年比3.7%増の70.0%で、実に18年ぶりに7割台を回復しています。安倍晋三首相が進める経済政策の効果があらわれ始めているといえます。さらに、今後の生活に関する質問に対して、「これからは心の豊かさ」と答えた人の割合は、昨年の64%から61.8%に低下しましたが、変わらず6割台に上っています。

戦後、急速な経済成長を遂げていく中で、物質的豊かさを追求し、国民みんなが夢を抱いて努力を重ねていた時代を経て、経済的安定を手に入れ新しい考え方を創造し、技術革新を重ね、物質的豊かさを十分に享受できたと思います。これからは心の安定、心の豊かさや精神的な充足が追及される時代であり、まさにブータン王国で政策に反映しているようなGNP（国民総生産）でもない、GDP（国内総生産）でもない、GNH（国民総幸福量）のような幸福度、幸福実感度といった指標を政策に活用していく必要があると思います。

そうした中、我が国の人口は既に減少段階に入っており、その幅はこれからも本格的なものになっていくことが容易に想定されます。現在の人口は平成26年1月1日現在で1億2722万人であります。平成72年（2060年）には8674万人となり、実に4000万人が減少するということとなります。これはカナダ一国分以上がそっくり減少するという規模です。また、人口の構成を見ると、同じく平成25年12月1日現在で65歳以上の人口割合が25.2%と4人に1人となり、平成72年（2060年）には39.9%と40%近い水準に達することとなります。日本の高齢化は65歳以上の人口割合が1970年に7%に到達し、その後、24年を経過した1994年に14%に到達しており、その間に要した年数は世界的に見ても最も早いものです。中国が25年を、ドイツは40年を、アメリカでは73年を要すると推計されていることからすれば一目瞭然です。さらに、日本では既に21%に到達しており、14%から21%へ要した年数は何と13年です。諸外国とは比較にならないほどのスピードで高齢化が進行しております。

そのような中で、これまでの高度経済成長時代に設定された数々の制度は、抜本的に見直しを余儀なくされており、少子高齢化と経済的停滞、加えて人口減少が同時に進展していく状況が積極的、将来的な取り組みを躊躇させているともいえます。これでは圧倒的な需要不足の現状を変えることはできなくなってしまうので、アベノミクスの改革にのっとり、地域での智恵を出し合いながら需要を創出して地域活性化、経済活性化につなげていきたいと思っております。

少子高齢化と人口の減少とが同時に進行するという状況の中で、本市においても将来を見据えた的確な対応を行う必要があります。都市部の高齢者対策を踏まえた地域活性化について研究していく必要性を確信しています。

権限が国から地方へ大幅に移譲される時代に向けて経済はもちろん、教育や福祉の分野においても他の自治体に負けない高い自治能力を備えていく必要があります。土浦・つくばを核とした

県南中核都市形成実現に向け、両市との連携・協調した活動を積極的に進めてまいります。

私は全ての世代に活力があふれ、住みたい、住んでみたい、住み続けたい市とするためには、何を重点的に取り組むべきかと考え、総合計画に沿って各施策に力を注いでいくことといたしました。

第一に、自然と調和した快適なまちづくりを目指してまいります。

本市の豊かな自然と市民の平和な暮らしを守るため、昨年3月28日、非核脱原発平和都市を宣言し、去る12月27日にはその宣言都市の看板の除幕式を関係各位のご臨席により挙行了したところです。

その理念に基づき、自然エネルギーの利用を促進していくために平成25年第4回定例会において可決をいただいた太陽光発電設備設置促進のための固定資産税の特例措置に関する条例により、民間事業者によるソーラー発電の立地を支援するとともに、市民個人レベルでの取り組みを支援する住宅用太陽光発電システム設置事業を引き続き実施してまいります。

本市の中心市街地を形成するJR神立駅周辺地域の土地の有効活用と、都市機能の充実を図るために進めている神立駅周辺整備事業と神立停車場線整備事業については、引き続き用地取得を推進するなど土浦市と連携しながら早期完成を目指してまいります。

地域間や主要な施設をつなぐ幹線道路については、市道7034号線（水資源道路）の歩道整備工事を引き続き進めるとともに、国から認定を受けた地域再生計画に基づき土浦市において整備する神立地区からおおつ野地区へのアクセス道路と連絡する市道109・110号線や、広域的な幹線である市道6号線の整備を進めてまいります。また、身近な生活道路については、地元要望を踏まえて計画的な整備に取り組んでまいります。さらに、国道6号バイパスの整備促進や霞ヶ浦二橋構想の具体化など関係市とも連携しながら関係機関に対し早期実現を働きかけてまいります。

橋梁などのインフラの適正な維持管理については、長寿命計画に基づき公有財産の適正配置や計画的な維持管理（ファシリティーマネジメント）の視点を加えながら年次的・計画的な施設修繕等の具体化を検討してまいります。

公共交通対策については、地域公共交通会議を通じ霞ヶ浦広域バスの利用促進を強化するとともに、他の路線バスや乗り合いタクシー等をも含めた地域公共交通連携総合計画の改訂を進めてまいります。

ライフラインとして安全な水を市内全域に常時安定供給できるよう、平成23年度から取り組んでまいりました霞ヶ浦地区と千代田地区の上水道送水管の接続工事の完了を目指して進めてまいります。また、霞ヶ浦の水質と生活環境の保全を図るため、下水道施設等の適正な維持管理に引き続き努めるとともに、下水道等整備計画区域以外については、茨城県森林湖沼環境税活用事業により高度処理型浄化槽の設置を推進してまいります。

さらに、上下水道の将来的なあり方について水道ビジョンの策定や、本年度に予定される茨城県生活排水ベストプラン改正に合わせ、整備計画の見直しや整備手法を検討してまいります。

市街地や集落の景観の保全や防犯などの観点から環境美化条例や空き家条例に基づき、空き地や空き家の適正な管理を促してまいります。

防災対策については新たに防災士の育成など地域防災の強化に取り組むとともに、引き続き総合的な防災訓練を実施するなど市民の防災に対する意識の高揚を図り、日ごろからの備えの充実

に努めてまいります。また、千代田地区の防災行政無線の設置については、地元住民のご理解をいただきながら、平成26年度中の完了を目指してまいります。

消防行政については、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備事業を引き続き推進してまいります。

第2に、健やか、安心、思いやりのまちづくりを目指してまいります。

社会保障制度については、少子高齢化の進行、生産年齢人口の減少などにより、持続可能な抜本的見直しと制度の構築が課題となっており、昨年8月に取りまとめられた社会保障制度改革国民会議報告書等に基づき、社会保障制度改革の全体像、進め方を明示する法律が12月に成立し、実現に向けた取り組みがなされております。

このような中、本市においても少子高齢化の進展により社会保障費用の負担が増加しており、また子育てへの不安、高齢期医療や介護への不安などが拡大している状況にあります。このため地域活性化を図る上で若い世代の活力を高めることが重要となっていることから、子育て支援策の充実に努めてまいります。

保健の充実については、任意予防接種として乳児のロタウイルスワクチンの接種を新たに実施するとともに、高齢者の23価肺炎球菌ワクチンについても、定期接種となった場合に速やかな対応がとれるよう国の動向を注視するなど、予防接種の推進に努めてまいります。また、18歳以下の市民や妊婦を対象とした放射線の内部被曝に対する検査及び大人の風疹予防接種に対する助成を引き続き実施いたします。

国民健康保険については、医療給付費が継続的に増加していることから、医療費の適正化を図るため現在実施している被保険者医療費通知のほか、新たに後発医薬品を使用した場合に差額が発生する該当者に年2回ジェネリック差額通知書を送付し、ジェネリック医薬品の使用の促進に引き続き努めてまいります。また、人間ドック等の補助について従来での窓口での申し込みに加えて、郵送による申し込みを追加し、申し込み方法を拡大いたします。

高齢者福祉については、組織機構の見直しを行い、長寿福祉課と健康増進課を統合し、新たに健康長寿課を設置し、健康長寿課内に属する地域包括支援センターと保健センターを同一施設に配置することにより、医療と介護の連携を推進します。

子育て支援については、妊娠期から子育て期まで継続した支援が必要であるため、引き続き不妊治療費の助成や中学3年生までの医療費負担の軽減を実施します。また、活力のあるまちづくりを推進するには、子育てしやすい環境づくりが必要であり、支援策の充実を図るため新たな支援策として小中学生の給食費無料化を実施したいと考えておりますので、議員皆様にご理解賜りますようお願いいたします。

加えて、相談体制等の強化を図るため家庭児童相談室を改め、子ども未来室を設けます。子どもにかかわる大人たちが適切にかかわりを持てるように支援します。さらには、施設巡回などにより発達障害児の早期発見に取り組み、発達支援業務を実施するなど子どもを守る地域ネットワーク構築に取り組んでまいります。

第3に、豊かな学びと想像のまちづくりを目指してまいります。

平成27年度に幼児期の学校教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく、子ども・子育て関連3法が本格施行となります。この新しい制度に向け準備を進めております。

幼児期における教育がその後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを認識しつつ、今後とも幼児教育の充実を図ってまいります。

児童・生徒が多様な人間関係の構築や互いに切磋琢磨する体験により、さらなる社会性を育むとともに、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させるため、一定規模の確保を目的として平成25年3月に策定したかすみがうら市小中学校適正規模化実施計画に基づき、本年4月に霞ヶ浦中学校が開校する運びとなりました。生徒や保護者が安心してスムーズに新しい学校生活を送っていくためにも、充実した教育環境や教育施設の整備は、市として実施しなければならない重要事業ととらえております。このため体育館や校舎について大規模改修工事を実施してまいります。また、霞ヶ浦中学校開校に当たり、スクールバスが運行開始となりますが、あわせて通学路や防犯灯の整備を行い、生徒が安全に通学できるように努めてまいります。

さらに、平成28年度以降の小学校統合を円滑に進めていくために、平成26年度から学校間での事前交流事業を実施してまいります。また、統合を予定していない下稲吉地区の小中学校についても、校舎建築や耐震化工事を計画的に推進してまいります。

次代を担う子どもたちが夢と希望を持って学校生活を送れるよう、教育環境の充実化を図ってまいります。全員が日々の努力を惜しまない子どもたちであってほしいと思います。全国的に子どもの学力は2003年（平成15年）で順位が急落したPISAショックをきっかけに脱ゆとり教育へ転換し、近年、世界では上位であるものの、いまだにトップレベルとはいえない状況となっています。これは学ぶ意欲や学習習慣の定着が十分でない状況であり、学力調査の結果等を活用した学力の現状把握・分析・評価・改善・検証という一連の流れの定着が課題といわれております。教職員の授業力向上を図り、児童・生徒の習熟度を把握しつつ、今後とも子どもたちの学力の向上に資するよう努めてまいります。

図書館は子どもから高齢者まで市民全ての自己研鑽とその発展の場であるとともに、文学・文化などさまざまな情報を入手する場として重要な中核施設となっております。市民のニーズに応じた資料の充実、情報提供に努めながら、平成26年度から開館時間の延長や新システムの導入など、これまでより一層市民の皆様が有効利用できる施設としてまいります。

本市は帆引き船の発祥の地であります。昭和46年から観光帆引き船を操業しており、この独創的な技法を保存継承していくために市の無形文化財の指定を目指し調査研究を進めていくとともに、保存に向けた市民活動を支援してまいります。当時の伝統技法を本市の重要な文化遺産として広く後世に伝え、文化の継承及び地域の魅力の向上につなげてまいります。

第4に、活力ある産業を育てるまちづくりを目指してまいります。

霞ヶ浦、湖と筑波山、山を抱える本市の魅力ある地域資源の統一ブランド戦略である湖山の宝事業は7年目を迎え、認定された推奨品は19品目となりました。引き続きより積極的に本市の観光物産の情報発信を強化するため、観光プロモーション事業を推進してまいります。

本市の基幹産業である農業の振興については、農業経営を開始する新規就農者への支援策である青年就農給付金事業を拡充するとともに、遊休農地対策事業を引き続き実施してまいります。また、水田利活用推進事業の推進や農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対して支援を行うなど、農業経営の安定化を目指してまいります。イノシシ等の有害鳥獣による農作物の被害状況が年々増加しておりますが、捕獲わなの整備をこれまでよりもふや

し、イノシシ捕獲奨励金や捕獲柵の設置、わな免許取得への補助金交付等により農産物への被害を最小限に食い止めるように努めてまいります。

ワカサギに代表される霞ヶ浦における水産業の振興については、霞ヶ浦漁業協同組合や霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合などを通じて引き続き支援してまいります。

日本経済には明るい兆しが見えつつありますが、地方や中小企業にとってはいまだ厳しい情勢が続いており、地域経済を活性化していくためには若い力が必要です。市内産業の活性化と新卒者の雇用を確保するため、就職面接会を引き続き実施してまいります。

消費者行政については、国・県・関係機関と協力して相談体制の一層の充実を図り、市民の安心安全な消費生活を実現するため、今後も継続的に取り組んでまいります。

霞ヶ浦の恵まれた自然環境にある歩崎を舞台に開催している自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロは、多くのマスメディアにも取り上げられ、当地域の魅力を全国に発信できたと考えております。3回目を迎える平成26年度は、これまでの2回の開催実績を踏まえて、さらに魅力的なイベントにできるよう努めてまいります。

また、帆引き船の新造船や交流拠点施設の建設など歩崎公園内の整備を進め、観光交流拠点の充実・強化を推進してまいります。霞ヶ浦や筑波山に代表される広域的な観光ネットワークの中でより効果的なPRを行うため、漫遊いばらき観光キャンペーンや日本自動車連盟、JAFなどと連携した観光PR事業を引き続き展開してまいります。また、つくば市や土浦市などともに推進している筑波山周辺地域ジオパーク構想については、観光振興や環境教育、郷土教育の観点から市民活動団体とも連携した取り組みを推進してまいります。

第5に、みんなでつくる連携と協働のまちづくりを目指してまいります。

地域の個性や市民の活力が活かされる地域社会を実現するため、まちづくりの主役である市民や市内企業等が主体的にまちづくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。コミュニティづくりについては、東日本大震災から3年がたち、改めてコミュニティ活動の重要性、必要性を認識しているところです。平成26年度においては、行政区からの要望に応えるための地域集会施設整備を支援してまいります。

協働のまちづくりについては、市民みずからが地域のための事業を計画・立案し、実行しようとする機運が高まっていることから、自立した活動を展開している、あるいはこれからしようとしているまちづくり団体の拠点整備や活動等に対し、一般財団法人、民間都市開発推進機構からの拠出金と、既存のかすみがうら市地域づくり基金の一部を活用したまちづくりファンド助成事業により支援してまいります。

かすみがうら市誕生10周年という節目を迎えるに当たり、市民一人一人の心に郷土に対する誇りの気持ちと愛着心を育ませるきっかけとするため、本市出身の歴史上の人物をテーマにした漫画、「(仮称)かすみがうら市の偉人たち」の作成と、市内全中学生を対象にした復興支援映画「天心」の上映を実施いたします。また経済的交流、人的交流の観点からベトナム社会主義共和国ヴィン市と、子供たちへの自然教育、平和教育の観点から沖縄県座間味村と友好都市協定を締結するよう進めてまいります。あわせて、その実践事業「沖縄子ども自然探検隊」を実施してまいります。

男女共同参画社会の構築については、男女共同参画計画に基づき、男女が社会の対等な構成員

として、性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指し、男女共同参画講演会などを開催し、意識の啓発や理解の促進に努めてまいります。

広報・広聴活動については、多くの市民が、いつでも市の行政情報を得ることができるよう、広報誌、ホームページ等の充実を図ってまいります。

行財政運営については、総合計画の進行管理や事務事業評価などの行政評価を通じ、職員一人一人が費用対効果の視点を持ち取り組んでまいります。

コスト削減や災害等のリスク軽減のため、クラウド化により県内4自治体で共同調達いたしました基幹業務システムの運用を10月から開始いたします。新たな基幹業務システムでの業務効率化及び情報セキュリティの充実を図ってまいります。

厳しい財政運営のもと、これまでも指定管理者制度の導入や補助金の適正化、職員総人件費の削減に取り組んでまいりました。更なる行財政改革を推し進め、都市計画税の導入検討など、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築に努めて、市民サービスに支障が生じないよう行政機構のスリム化を進めてまいります。

最後に、ただいま申し上げてまいりました、まちづくりを実現するための平成26年度予算の概要を申し上げます。

一般会計予算の総額は172億6000万円で、前年度比較で17億1000万円、11%の増となっております。

歳入については、市税において、計上率を決算ベースで見直し、個人市民税、企業の設備投資等による固定資産税や税制改正による軽自動車税などの伸びを見込み、市税全体では1億6785万1000円、3.3%の増としております。しかし、地方譲与税が2900万円、自動車取得税交付金が4600万円の減を見込んでおり、地方消費税交付金は増となるものの、非常に厳しい財政状況は続いております。

このため、公有財産の適正配置や計画的な維持管理（ファシリティ・マネジメント）の推進による効果的な活用を進めるとともに、職員数の削減による人件費の抑制等により、歳出の見直しに取り組むとともに、新市建設計画の変更による合併特例債及び緊急防災・減災事業債等の財政措置のある市債を活用し、財源の確保に努めました。

特別会計については、5会計合わせて103億3362万円で、前年度比較で1億8582万円、1.8%の増となっております。

一般会計、特別会計合わせて、総額275億9362万円となり、前年度比較で18億9582万円、7.4%の増となっております。

企業会計である水道事業会計については、収益的収支では、平成25年度予算と比較して、収入は9725万4000円、9.7%の増、支出は1億4683万円、14.7%の増となります。資本的収支では、収入は5710万円、18.7%の増、支出額は6026万9000円、9.7%の増となっています。

以上、平成26年度の行政運営の基本的な考えを申し上げます。

議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます、新年度の施政方針といたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、市長の施政方針演説を終わります。

お諮りいたします。

施政方針に対する質疑は、会期第7日目の3月10日に行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第2号ないし議案第13号

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定について、ないし議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてまでの12件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第2号から議案第13号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についてにつきましては、県からの権限移譲により水道法等で規制対象とならない小規模水道、小簡易専用水道、簡易専用水道及び飲用井戸等にかかわる衛生対策等を定めるため、新たにこの条例を制定するものであります。

次に、議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の一部改正に伴い、新たに消防長及び消防署長の資格基準を定めるためにこの条例を定めるものであります。

次に、議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況を公表する事項に職員の休業の状況を加えるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、新たに設置・廃止・改正される非常勤特別職の報酬額を定めるほか、旅費の規定を新たに設ける職及び通勤にかかわる費用弁償を支給する職を追加するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、移動等の理由により通勤事情の変更を生じ、その改善のため特別急行列車や高速道路等を利用する職員の通勤手当に関する規定を国の基準に準じ整備するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、消費税及び地方消費税の税率引き上げによる地方公共団体の手数料の標準に関する政令

の一部改正に伴い、消防法に規定する製造所の設置許可申請にかかわる審査手数料等の額を政令による標準額と同額とするため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、空き地の除草除去の実行性を強化することを目的として、所有者等への助言・勧告・公表・行政代執行等に関する事項を追加するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画の更新に伴い、条例執行日を平成26年3月31日から平成31年3月31日に改めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてにつきましては、観光交流事業の一部見直しに伴い、ドラゴンボートセンターの施設名称を艇格納庫に改めるなど関係条例を整理するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、霞ヶ浦地区の各小学校を統合し、新たに（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校及び（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校を設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に関する委嘱の基準を定めるため、この条例を制定するものであります。

次に、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてにつきましては、長寿をたたえる事業、敬老祝い金支給制度の見直しに伴い当該条例を廃止するため、この条例を制定するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれの担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

それでは、議案第2号からご説明申し上げます。議案第2号 かすみがうら市安全な飲料水の確保に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は先ほど市長から説明がありましたとおり、水道法の規制を受けない小規模水道、小簡易専用水道及び簡易専用水道並びに飲用井戸等の衛生対策に関する事務が、県から本市に権限移譲されることに伴い、小規模水道等の布設及び管理並びに飲用井戸等の管理について環境衛生上、必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

続いて、議案第8号 かすみがうら市環境美化に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いてご説明いたします。

本案は先ほど市長から説明がありましたとおり、雑草が繁茂し、かつそれが放置されていることにより火災、害虫の発生、その他生活環境を害する恐れのある状態になっている住宅周辺における空き地にかかる雑草の除去に関して実効性の強化を図るため、調査・勧告・公表・代執行の規定を追加するものでございます。施行期日につきましては、周知期間を設けまして平成26年7月1日からとするものでございます。

次に、議案第9号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

この条例は企業を誘致するため茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画を策定し、これに伴い平成21年度に制定したものでございます。今回の改正の理由は、条例の執行期限が平成26年3月31日となっており、条例の効力を失うことから、有効期限を茨城県石岡・かすみがうら地域産業活性化基本計画に合わせて5年延長し、平成31年3月31日までに改正するものでございます。制度の内容については、企業が市内に工場等を新設または増設する際に設備投資及び市内在住者の新規雇用事業を確保した場合に助成するものでございます。施行年月日は平成26年4月1日でございます。

次に、議案第10号 ドラゴンボート事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

観光交流事業の中でドラゴンボート事業につきましては、平成8年度に補助事業により艇格納庫を建設するとともに、ドラゴンボートを購入し、水辺空間におけるスポーツレクリエーションを通して観光交流を図るべく事業を展開してまいりました。しかしながら、経年劣化による損傷が著しく、安全確保の観点から平成21年度以降、事業を中止しておりました。このような中で、平成24年度にドラゴンボートを処分したため、関係条例であるかすみがうら市ドラゴンボートセンターの設置及び管理に関する条例、かすみがうら市公共施設の暴力団等の排除に関する条例及びかすみがうら市ドラゴンボート施設使用料の条例、以上3条例を整理するものでございます。施行年月日は平成26年4月1日でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第3号 かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について、趣旨をご説明いたします。

議案概要書の3ページをお開きください。

かすみがうら市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるため改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年保率第44号）による改正後の消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条において、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を市町村の条例で定めることとなりました。

条例制定に当たっては、新政令を十分参照した上、近隣市の状況を考慮して新たに条例を制定するものです。この条例は平成26年4月1日から施行しようとするものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 木川祐一君。

[総務部長 木川祐一君登壇]

○総務部長（木川祐一君）

議案第4号 かすみがうら市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は地方公務員法の一部改正に伴いまして所要の改正を行うもので、人事行政の運営等の状況を公表する事項として職員の任免及び職員数に関する状況、職員の給与の状況、職員の勤務時間、その他勤務条件の状況など7つの事項が定められていたものに、職員の休業の状況を新たに加えるため条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第5号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は生活保護相談員等の非常勤特別職として設置すること、家庭児童相談員の報酬月額を見直すこと、さらに結婚相談員の職の廃止等に伴い報酬及び費用弁償を規定するため条例の一部を改正するものであります。新たに設置する職員につきましては、指定病院等における不在者投票外部立会人、生活保護相談員、生活保護就労支援員、主任家庭児童相談員であります。次に、報酬額を改正する職の家庭児童相談員につきましては、勤務形態を見直すことに伴い報酬月額を改正するものであります。続いて、廃止する職であります。本年度をもって結婚相談員制度を廃止することから結婚相談員の職を廃止するものであります。さらに、これまで旅費の規定が設けられていなかった公民館の職員につきまして、新たに旅費を規定するものであります。また、新たな職の設置に伴いまして、通勤にかかる費用弁償を支給する職として生活保護相談員、生活保護就労支援員及び主任家庭児童相談員を追加するものでございます。

続きまして、議案第6号 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本案は新幹線鉄道等にかかる通勤手当に関する規定を国等に準じ整備するため、市職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、内容につきましては県への実務研修や一部事務組合への派遣等に伴い新幹線鉄道や高速自動車道路を利用し通勤する職員で、一定の要件を満たしている場合に月2万円を上限として特別料金等の2分の1を支給するものであります。なお、支給対象職員につきましては、公署を異にする異動または在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の勤務時間を要することとなることなど、通勤事情の変更を生じる職員でその利用に係る特別料金等を負担することを条例とする職員となります。

いずれの条例も平成26年4月1日施行でございます。

以上であります。

○議長（鈴木良道君）

次に、市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第7号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、消防法に規定する製造所や貯蔵所等の申請に係る審査手数料等の額を政令による標準額とするため、この条例を制定するものでございます。平成26年4月1日を施行日としております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

次に、教育部長 金田康則君。

[教育部長 金田康則君登壇]

○教育部長（金田康則君）

議案第11号 かすみがうら市学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は霞ヶ浦地区各小学校を統合し、新たに（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校及び（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校を設置するために、この条例を制定するものでございます。

（仮称）下大津・美並・牛渡・宍倉統合小学校につきましては、下大津小学校、美並小学校、牛渡小学校、宍倉小学校を統合し、現在の美並小学校を新統合校として設置する内容でございます。（仮称）佐賀・安飾・志士庫統合小学校につきましては、佐賀小学校、安飾小学校、志士庫小学校を統合し、現在の北中学校施設を活用して新校を設置する内容でございます。

施行期日につきましては、平成28年4月1日でございます。

次に、議案第12号 かすみがうら市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による社会教育法の一部改正に伴い、社会教育委員に係る委嘱の基準を条例において定める必要がありますので、この条例を制定するものです。

内容としましては、社会教育委員の委嘱の基準として3条を追加するものでございますが、内容としましては学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、教育委員会が必要と認める者ということを基準としてございます。そのほか関係部分の条文の一部を改める内容でございます。

施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、保健福祉部長 木村義雄君。

[保健福祉部長 木村義雄君登壇]

○保健福祉部長（木村義雄君）

それでは、議案第13号 かすみがうら市敬老祝金給付条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。

これまで本市に居住しております満77歳（喜寿）、満88歳（米寿）、満99歳（白寿）、満100歳（百寿）の方を対象に支給しておりました敬老祝金制度を廃止するものでございます。平成26年4月1日の施行でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第2号ないし第13号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時19分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 5 議案第14号ないし議案第20号

○議長（鈴木良道君）

日程第5、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）ないし議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第14号から議案第20号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億298万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億7401万6000円とするものであります。

次に、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ7699万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を52億9719万7000円とするものであります。

次に、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に

つきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ105万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5271万円とするものであります。

次に、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4907万7000円とするものであります。

次に、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ294万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7432万9000円とするものであります。

次に、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億320万5000円とするものであります。

次に、議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円から600万円を減額し、資本的収入の総額を3億1000万円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第14号 平成25年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

初めに、歳入につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税の総額で1億6600万円の増収を見込み、諸収入、民間都市開発推進機構まちづくりファンド拠出金4300万円を増額するものでございます。

事業完了や精算による減額補正の主なものにつきましては、国庫負担金、児童手当交付金2212万1000円、市債、地方道路等整備事業債1260万円、神立駅周辺整備事業債1億600万円、消防団施設整備事業債2240万円、消防救急無線デジタル化共同整備事業債2740万円、共同指令センター整備事業債1180万円、防災無線整備事業債2770万円、美並小学校施設統合環境整備事業債1140万円、北中学校施設統合環境整備事業債1630万円、志筑小・千代田中・施設統合環境整備事業債2330万円、美並中学校施設統合環境整備事業債1540万円の減となります。

歳出につきましては、基金運用事業4億3609万7000円、生活保護総務事業4274万3000円、中小企業対策事業1095万円を増額するものでございます。

事業完了や精算による減額補正の主なものにつきましては、医療福祉事業1763万円、児童扶養手当事業1113万3000円、児童手当事業3878万5000円、農業集落排水事業特別会計繰出金1014万4000円、下水道事業特別会計繰出金8849万1000円、常備消防事業3925万2000円、消防団施設整備事業1980万円、防災無線整備事業2160万円、美並小学校施設統合環境整備事業1192万5000円、北

中学校施設統合環境整備事業1800万円、志筑小・千代田中施設統合環境整備事業2469万7000円、美並中学校施設統合環境整備事業1700万円に加え、人件費の補正を計上するものでございます。

このほか繰越明許費の追加をお願いするとともに、地方債の補正及び債務負担行為の補正としまして、茨城県と県内市町村との共同発行地方債に関するものを計上してございます。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億298万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億7401万6000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

歳入の主な増額につきましては、療養給付交付金8631万9000円、前期高齢者交付金3087万4000円を増額するものでございます。減額については一般被保険者国民健康保険税1900万円、療養給付費等負担金5457万7000円、高額療養費共同事業交付金4810万3000円、保険財政共同安定化事業交付金4902万6000円を減額するものでございます。

歳出についての主な減額につきましては、高額医療費拠出事業1837万9000円、保険財政共同安定化事業拠出金4952万8000円の減額に加え、人件費の補正を計上しています。歳入歳出の総額からそれぞれ7699万3000円を減額し、歳入歳出の総額を52億9719万7000円とするものでございます。

続きまして、議案第16号 平成25年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案の趣旨をご説明申し上げます。

補正の内容としましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する保健基盤安定納付金105万4000円の減額です。歳入歳出予算の総額からそれぞれ105万4000円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を6億5271万円とするものでございます。

続きまして、議案第17号 平成25年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

主な補正の内容としましては、歳入については一般会計からの繰入金8849万1000円の減額、市債特定環境保全公共下水道債1740万円の減額、歳出については下水道維持管理事業6884万8000円の減額、特定環境保全公共下水道整備事業2348万3000円の減額。このほか国繰越明許費を設定するとともに、地方債の補正をお願いするものです。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億275万円を減額し、歳入歳出予算の総額を11億4907万7000円とするものでございます。

続きまして、議案第18号 平成25年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明いたします。

補正の内容としては、農業集落排水維持管理事業での事業費確定等により192万5000円の減額、起債利子償還事業102万1000円の減額を計上するものでございます。これにより歳入歳出予算の総額からそれぞれ294万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億7432万9000円とするものでございます。

続きまして、議案第19号 平成25年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

補正の内容としては、介護保険システム改修に係る委託料として12万6000円を追加、これにより歳入歳出予算の総額に12万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億320万5000円とする内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第20号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第3号）について、提案の趣旨をご説明いたします。

今回の補正につきましては、資本的収入の既決予定額3億600万1000円から600万円を減額し、資本的収入の総額を3億1000円とするものであります。

内容といたしましては、合併特例債により震災への対応事業として進めてまいりました、霞ヶ浦地区から千代田地区上水場への送水管布設等の今年度事業が完了し、事業費が確定したことに伴い一般会計からの出資金を減額し補正するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第14号ないし議案第20号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第 21号ないし議案第 37号

○議長（鈴木良道君）

日程第6、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算ないし議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第21号から議案第27号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきましては、歳入歳出総額は172億6000万円で、前年度と比較しますと17億1000万円、11%の増となっております。

次に、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は50億6760万円で、前年度と比較しますと2180万円、0.4%の増となっております。

次に、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は6億3762万円で、前年度と比較しますと942万円、1.5%の増となっております。

次に、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額は10億8540万円で、前年度と比較しますと3780万円、3.4%の減となっております。

次に、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は4億2340万円で、前年度と比較しますと2780万円、7%の増となっております。

次に、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算総額は31億1960万円で、前年度と比較しますと1億6460万円、5.6%の増となっております。

次に、議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、収益的収支の収入が10億9540万5000円、支出が11億4317万9000円となります。また、資本的収入及び支出につきましては、収入が3億6310万1000円、支出が6億3296万2000円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億1986万1000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはそれぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、順次各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 高田忠君。

[[市長公室長 高田 忠君登壇]]

○市長公室長（高田 忠君）

議案第21号 平成26年度かすみがうら市一般会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は172億6000万円で、前年度比較17億1000万円、11.0%の増となっております。

まず、歳入につきましては、市税において市民税の増収や企業の設備投資等による固定資産税の増収を見込み、市税全体で53億1546万2000円を計上し、前年度比較で1億6755万円、3.3%の増としております。地方消費税交付金は消費税率の改定に伴い前年度比較で1億1000万円、30.6%の増としております。地方交付税は中学校スクールバス運行による基準財政需要額の増加などにより対前年度比6000万円、1.7%の増としています。国庫支出金は臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金などが増加し、対前年度比6億2124万5000円、36.0%の増となっております。地方債は神立停車場線整備、公立学校統合環境整備、地域振興基金への積み立てなどへの合併特例債の活用、消防救急無線デジタル化及び防災無線への緊急防災減災事業債と合わせ、臨時財政対策債の発行により7910万円、3.2%の増となっております。基金からの繰り入れは観光帆引き船の購入、市誕生10周年記念事業などに充てるものとして5億684万9000円、170.3%の増としております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議会費については1億3330万9000円を計上し、前年度比較545万6000円、3.9%の減となっております。総務費は20億8346万4000円を計上し、前年度比較2億1126万2000円、9.2%の減となっております。市長選挙3122万7000円、茨城県議会議員一般選挙2582万5000円……

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 38 分

再 開 午前 11 時 39 分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長公室長 高田 忠君。

[市長公室長 高田 忠君登壇]

○市長公室長（高田 忠君）

すみません。歳出についてご説明申し上げます。

議会費につきましては1億3330万9000円を計上し、前年度比較545万6000円、3.9%の減となっております。

総務費は20億8346万4000円を計上し、前年度比較2億1126万2000円、9.2%の減となっております。市長選挙3122万7000円、茨城県議会議員一般選挙2582万5000円及び市議会議員一般選挙4343万8000円の執行、合併特例債を活用した地域振興基金への積立金2億4728万1000円が主なものでございます。

民生費は58億6164万円を計上し、前年度比較6億1255万9000円、11.7%の増、臨時福祉給付金9018万5000円や子育て世帯臨時特例給付金5630万3000円の給付、私立保育園に係る事業費の増加等によるものでございます。

衛生費は9億9114万1000円を計上し、石岡地方斎場の工事費負担金の現象などにより前年度比較2億3014万3000円、18.8%の減となっております。

労働費は2439万3000円を計上し、前年度比較209万1000円、9.4%の増となっております。

農林水産費は5億6106万7000円を計上し、前年度比較7293万1000円、14.9%の増となっております。農業集落排水事業特別会計繰出金の増加や柏崎船溜まり樋門修繕などによるものでございます。

商工費は3億9691万5000円を計上し、前年度比較1億7697万6000円、80.5%の増となっております。農山漁村活性化推進事業1億6128万8000円の増加などによるものでございます。

土木費は19億4220万4000円を計上し、前年度比較2億9496万5000円、17.9%の増となっております。道整備交付金7850万円、神立駅周辺整備事業9688万8000円や下水道事業特別会計の繰出金5億8375万1000円、神立停車場線に係る街路整備事業5億3790万2000円などでございます。

消防費は10億9833万2000円を計上し、前年度比較1億3076万3000円、10.6%の減となっております。消防無線のデジタル化及び共同指令センター整備への負担金6452万7000円や防災行政無線の屋外子局46基2億8110万6000円などでございます。

教育費は23億4942万8000円を計上し、前年度比較11億1027万8000円、89.6%の増となっております。学校統廃合に係る美並小学校施設統合環境整備事業7億1691万円や、美並中学校施設統合環境整備事業2億2703万4000円を計上しており、加えて小学校給食費補助金9782万2000円、中学校給食費補助金6099万9000円などが増加要因でございます。

災害復旧費は仮庁舎から千代田庁舎への移転が完了したことにより、前年度比較1323万4000円の減となっております。

続きまして、議案第22号 平成26年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は50億6760万円で、前年度比較2180万円、0.4%の増となっております。一般被保険者療養給付事業26億8700万円、一般被保険者高額療養事業3億2800万円、後期高齢者支援事業7億4279万6000円、保険財政共同安定化事業拠出金4億4047万円などが主なものでございます。

続きまして、議案第23号 平成26年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は6億3762万円で、前年度比較942万円、1.5%の増となっております。歳出の大部分は後期高齢者医療広域連合納付事業6億3061万9000円でございます。

続きまして、議案第24号 平成26年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は10億8540万円で、前年度比較3780万円、3.4%の減となっております。下水道維持事業2億3709万8000円、特定環境保全公共下水道維持事業8580万4000円などが主なものでございます。

続きまして、議案第25号 平成26年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は4億2340万円で、前年度比較2780万円、7.0%の増となっております。農業集落排水維持管理事業1億5812万円が主な内容のものでございます。

続きまして、議案第26号 平成26年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

予算の総額は31億1960万円で、前年度比較1億6460万円、5.6%の増となっております。居宅介護サービス等給付事業13億7111万2000円、施設介護サービス等給付事業12億4595万5000円、介護予防サービス給付事業1億614万9000円、高額介護サービス事業6162万4000円などが主な内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

次に、水道事務所長 田崎 清君。

[水道事務所長 田崎 清君登壇]

○水道事務所長（田崎 清君）

議案第27号 平成26年度かすみがうら市水道事業会計予算について、提案趣旨の説明させていただきます。

本件につきましては、平成26年度の水道事業業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出などの事業量をそれぞれ定めるものであります。

地方公営企業法の改正により平成24年1月に会計基準等の改正が行われております。この会計基準等の改正は、平成26年度の予算及び決算から適用されることとなっております。収入、支出それぞれに4月1日からの消費税率改定分を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比9.7%増、金額にいたしまして9725万4000円増の10億9540万5000円とし、支出を対前年度比14.6%増、金額にいたしまして1億4528万6000円増の11億4317万9000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、収入を対前年度比18.7%増、金額にいたしまして5710万円増の3億6310万1000円とし、支出を対前年度比9.7%増、金額にいたしまして6026万9000円増の6億8296万2000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億1986万1000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第21号ないし第27号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 28号

○議長（鈴木良道君）

日程第7、議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第28号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてにつきましては、石岡地方斎場組合事務所の移転に伴い、同組合規約の一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 根本一良君。

[環境経済部長 根本一良君登壇]

○環境経済部長（根本一良君）

議案第28号 石岡地方斎場組合規約の変更についてご説明いたします。

先ほど市長からありましたとおりでございますけれども、石岡地方斎場組合事務所の移転に伴

い、同組合規約を一部変更に関する協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

地方自治法第290条については、一部事務組合の規約を変更する場合、関係地方公共団体の協議が必要とされ、この協議については各議会の議決を経なければならないとありますので、当議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、組合事務所の位置の変更ということで、現在の石岡2750番地の5から新斎場のできます染谷1749番地に変更するものでございます。

施行年月日につきましては、新斎場の供用開始予定日の平成26年4月21日とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第28号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 8 議案第 29号

○議長（鈴木良道君）

日程第8、議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第29号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結についてにつきましては、茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

続いて、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第29号 茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター整備工事請負契約の締結について、趣旨をご説明いたします。

県内21消防本部管内の31市町村で構成する茨城消防救急デジタル無線及び高機能消防共同指令センター運営協議会において、電波法改正期限の平成28年6月までに整備する必要があるデジタル無線に関するシステム機器及び共同指令センターに関するシステム機器を整備するための契約でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

以上で、議案第29号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第7日目の3月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 9 事務検査結果報告について

○議長（鈴木良道君）

日程第9、事務検査結果報告についてを議題といたします。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会から事務検査結果報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君。

[椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長（山本文雄君）

椎名家住宅保存修理工事に関する事務検査結果報告。

ただいま議題となっております、椎名家住宅保存修理工事に関する事務検査の結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成25年かすみがうら市議会第4回定例会において、議会の議決により地方自治法第98条第1項による検査権を付託され、検査を実施しました。委員会の開催状況としては、平成26年1月28日、2月10日、21日に委員会を開催し、副市長、教育長、関係部課長に出席要請し、関係資料の提出を求め、経過等について聞き取りを実施し、慎重に検査を行いました。

検査の経過としては、市教育委員会より提出された関係資料等をもとに、工事の施工や事務手続の状況について事務を検査しました。また、市の原因調査結果報告書で認められた3つの技術的な瑕疵がなぜ発生したかを明らかにするため、参考人としてカヤぶき職人、請負者、設計監理業者、学識経験者及び文化財保護審議会委員を招致して聞き取りを行いました。

まず、検査の結果として明らかとなった事実を申し上げます。

カヤぶき職人からは、屋根の下地から直す必要があることを請負者に意見をしたが、請負者の指示は設計どおり差しカヤの工法であったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、使用したカヤは水分を多く含んだ材料であったため、いずれは垂れ下がり長持ちはしないだろうと思ったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、施工中に請負者及び施工監理者の指示等が一切なかったこと、写真管理の不備があったとの意見が述べられたこと。

同じくカヤぶき職人から、本来は乾燥したカヤで施工すべきであったが、工期の関係上、水分を含んだ材料で施工した旨の意見が述べられたこと。

本来、材料検査は検査員が立ち会っている状況写真が添付されるが、今回の工事書類においては、立ち会っているか否かの確認はとれなかったこと。

材料検査は全部の材料を検査したわけではなく、またカヤの設計数量に対し、納入数量は施工面積から類推され書類が作成されていたことが、設計者から述べられたこと。

設計者からは、設計の段階において下地から葺き替える考え方もあったとの意見が述べられたこと。

市の文化財保護審議会委員から、屋根の下地が悪ければ当然下地から直すのが当たり前。下地が悪いといくら上をふいてもしょうがないとの意見が述べられたこと。

工事日報の記載から、工期中に施工監理者から請負者に対し、施工の不良からやり直しの指示をしている事実がわかったが、実施されたかどうかの確認を怠っていたこと。

現場代理人が、現場に常駐していなかった事実が確認されたこと。

事業者はこのような事実があるにも関わらず、竣工検査において何ら指摘もせず、請負業者に対して事業費を支払ったこと。

設計では、島カヤの指定にも関わらず、瑕疵工事においては施工管理者からの指示により山カヤを主体とした手直し工事を実施した事実が確認されたこと。

国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づき、事業者にかわって工事執行に関する事務については、教育委員会が代行するとの記述があるため管理責任があり、さらには教育委員会は列記された事実があるにも関わらず、かすみがうら市補助金交付規則に基づき、是正のための措置をとらず補助金を交付したこと。

以上の事実を踏まえ、本委員会としては次のような検査結果をまとめましたので申し上げます。

当該工事は国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば、公共工事に準じて施工すべきであり、かつ一括下請けを防止する観点からも、契約約款において現場代理人の常駐義務を規定すべきであったこと。

設計者は下地の不良を危惧していたにもかかわらず、差しカヤ工法を採用したこと。そして、工事に際し、カヤぶき職人が下地の不良を指摘し請負者に協議をしたにも関わらず、請負者はこの協議はなかったと回答。カヤぶき職人は請負者の指示により、差しカヤ工法により施工したとの回答であったこと。

現場代理人の常駐がなされていれば、現状の確認や協議も円滑になされ、このような食い違いを回避でき、ひいては瑕疵を防止することができたのではないかと考えられること。

施工監理者は、使用されたカヤの量について設計上の納品数量の確認を怠り、かつカヤぶき職人から水分を含んだカヤで施工したとの報告があることから、品質管理の徹底を怠っていたと考えられること。

今回の技術的な瑕疵の原因は、差しカヤ工法の選択と使用したカヤの状態が少なからず要因となったのではないかと推察されるが、当委員会としてはこれを断定するには至らなかったこと。

以上が検査の結果であります。

なお、検査の結果を踏まえ、本委員会としては、国指定の文化財を今後も維持保全しなければならないという観点から、次の4点を指摘することに決定しました。

1、国と市の補助金が支出され、工事に瑕疵が認められる事実がある以上、市として再発防止に向け、請負者及び公益財団法人文化財建造物保存技術協会等に対し、何らかの勧告措置が必要である。

なお、その措置内容については、教育委員会に委ねることとする。

2、事務を代行する教育委員会は、再度、文化財保護の趣旨を熟慮し、事務代行に当たっては法令を遵守し、契約・材料検査・工事の中間検査・竣工検査などの事務の面から事務の見直しを進める必要があること。

3、文化財審議委員会に対しては、文化財の保全を助言・指導する立場として、毅然とした姿勢で対応することを期待するものである。あわせて今後、このような事案が発生した場合、当審議会が提案したような第三者委員会を設置されることを期待する。

4、今回、最もこの問題を複雑化したのは、瑕疵の存在を認めながらも、一方で表面的な原因調査にとどめ、責任転嫁に終始したことである。本来、それぞれ指揮監督に当たる者は、問題が生じたら原因を的確に究明したうえで、法に基づき適正かつ公平に対応することである。

今回の調査では、何を原因とした瑕疵なのか、それとも真に不可抗力であったのか、これが明確にならなかった。ただ、今回の調査で明らかとなったのは、市と事業者、請負者、技術協会のそれぞれの責務をおざなりとする姿勢が、如実にあらわれた内容となった。このような姿勢をみずから改めない限り、失われた文化財保全の信頼は回復できないと危惧する。

したがって、各関係者においては法98条の特別委員会を設置した重みを踏まえ、これらの指摘を重く受けとめ、みずから前向きに改めることを期待するものである。

以上が指摘事項であります。

なお、事務検査の調査経過並びに概要については、お手元の会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上、事務検査結果報告といたします。

○議長（鈴木良道君）

ただいまの報告をもって、椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会に付託しておりました事務検査を終了することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第10 委員会発議第2号

○議長（鈴木良道君）

日程第10、委員会発議第2号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求

める意見書（案）を議題といたします。

本案は委員会発議であるため、委員長から趣旨説明を求めます。

椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君。

[椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長 山本文雄君登壇]

○椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会委員長（山本文雄君）

委員会発議第2号 関係者に対し国指定重要文化財「椎名家住宅」の適正管理を求める意見書（案）の提案趣旨を説明いたします。

まず、提出の経過であります。委員会において事務検査結果報告書の可決後、議会としての意思を示すために執行機関に対し意見書を送付すべきとの理由から、事務検査結果報告を踏まえ、委員会において全会一致により発議に至ったものであります。

意見書の提案趣旨をご説明いたします。

我々かすみがうら市議会は、国指定重要文化財椎名家住宅の保存修理後にカヤぶき屋根が垂れ下がった原因を究明することにより再発防止を目指し、ひいては文化財の保全を図ることを目的とし椎名家住宅保存修理工事に関する調査特別委員会を設置し、調査を実施してきところであり、なぜこの技術的な瑕疵が発生したかを明らかとするため参考人を招致し、調査を実施したにもかかわらず議会の意に反し、内容は各関係者が終始、責任転嫁の内容でありました。

このような姿勢を自ら改めない限り、失われた文化財保全に対する信頼は、回復できないと危惧するものであります。関係者においては、議会が法98条の特別委員会を設置した重みや指摘を重く受けとめ、みずからが前向きに改めることを期待するものであります。

かすみがうら市議会としては、国指定の文化財を今後も維持保全しなければならないという視点から、次の5点を勧告するものであります。

1、国と市の補助金が支出され、工事に瑕疵が認められる事実がある以上、市として再発防止に向け、請負者及び公益財団法人文化財建造物保存技術協会等に対し、何らかの勧告措置を求める。

なお、その措置内容については、教育委員会に委ねることとする。

2、事務を代行する教育委員会は、再度、文化財保護の趣旨を熟慮し、事務代行に当たっては法令を遵守し、契約・材料検査・工事の中間検査・竣工検査などの事務の面から事務の見直しを行うこと。

3、当該工事は国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱に基づけば公共事業に準じ施工すべきであり、かつ一括下請けを防止する観点からも、契約約款において現場代理人の常駐義務を規定すべきであった。今後、発注する工事においては現場代理人の常駐義務を明記すること。

4、文化財審議委員会に対しては、文化財の保全を助言・指導する立場として、毅然とした姿勢で対応することを期待するものである。

あわせて、今後、このような事案が発生した場合、当審議会が提案したような第三者委員会を設置されることを期待する。

5、今回、最もこの問題を複雑化したのは、瑕疵の存在を認めながらも、一方で表面的な原因調査にとどめ、責任転嫁に終始したことである。今後はこのようなことがないようそれぞれ指揮監督にあたる者は、問題が生じたら原因を的確に究明したうえで、法に基づき適正かつ公平に対

応することを求める。

以上、意見書の提案趣旨の説明といたします。

○議長（鈴木良道君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑を終結いたします。

本案は委員会提案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略します。

続いて、発議第2号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

これより委員会発議第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、委員会発議第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 請願第7号

○議長（鈴木良道君）

日程第11、請願第7号 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査は、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君。

[平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長 藤井裕一君登壇]

○平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長（藤井裕一君）

平成25年第4回定例会議案審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっております平成25年請願第7号 向原土地地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書については、平成25年12月19日に付託され、閉会中の継続審査として平成26年2月3日に委員会を開催し審査を行いました。

審査においては、審査の参考とするために2名の方の参考人招致を行い説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、平成25年請願第7号につきましては、異議があり、起立採決の結果、起立多数により採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと存じます。

以上で、平成25年第4回定例会議案審査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（鈴木良道君）

これより委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

続いて、平成25年請願第7号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

請願第7号 向原土地区画整理組合事業に対する支援を求める請願書に対して、反対の立場で討論いたします。

向原土地区画整理組合事業は、平成4年12月に組合が設立され、組合員数67人で地籍は10.6ヘクタールで始まりましたが、仮換地案が出た段階で地権者から大量の組合脱会届が出され事業が頓挫、平成15年に縮小変更され、組合員17人、実質14人、地籍は6ヘクタールで事業が再開されました。

縮小された事業は都市計画決定もされず、都市計画道路も1本もなく、袋小路の状況で公共性が全く担保されていない一民間の宅地開発事業と同じであります。ただ、方式が組合というだけであります。

土地区画整理の目的は、健全な市街地の造成を図ることにあります。しかし、この向原事業は幹線道路もなく、整然とした街並みとはいえません。したがって、土地区画整理法に反しているわけであります。

もともと千代田町当局が全く無原則的なかわり方で公共性も担保することなく、体裁としては地主、地権者の共同宅地開発事業を手掛け、仮換地指定もせず工事を先行させ、調整池をつくり、あげくに10年目にして大幅な区域除外、国の補助金を無原則に投入、保留地販売を優先しなければ成り立たない組合事業において、地権者の利益を優先させ、仮換地が先行販売、移動するというモラルハザードが常態化、地価下落の中で仮換地の売り抜けと責任逃れと、目を覆うばかりの事態が進行してきたわけであります。

請願内容を見るに、この間の経緯の総括と反省抜きにみずからの、そして町当局、組合執行部に責任がないような体裁での請願は、絶対に認めることはできません。

私は長年にわたってこの問題にかかわってきました。平成15年第4回定例会で、一体、事業が

成り立つのか、損失補償はどのようなときに起きるのかとただしたところ、当時の都市計画課長は組合からの回答を紹介するとして、次のように述べています。

平成15年3月定例議会において5億2000万円の損失補償の議決を賜ったが、これらの目的は金融機関等の万一の損失を補償することによって、融資を容易にして特定の事業の振興を図ることを趣旨としている。このため、単にある債権が弁済を受ける時期が到来したからといって損失補償するものではない。債務負担行為で町が多額な支出をすることになっているような発言があるが、さも向原土地区画整理事業が頓挫し、損失を発生するかのような誤解を一般市民に与えるものであり、かつ事業の完遂姿勢に水を差すものであり、このような事実と反する発言については、ひいては組合事業としての信頼が薄れ、保留地の販売促進に大きな影響を与えるものと考えております。

当組合の事業は現在つつがなく進展しており、引き続き保留地販売を目指して鋭意努力していく、このような現況を千代田町及び議会としてもご理解いただき、引き続きご高配いただきますようお願いすると、こう述べております。

当時、組合がこのような回答をしていたことを改めて認識していただきたい。既に6ヘクタールの事業に6億7556万円もの公金が投入されております。さらに1億4699万円の追加支援となれば、合計で8億2255万円となります。この請願を採択することになれば、議会は単なる地主、地権者の共同宅地開発事業の赤字になぜ税金投入を認めるのかとの批判が市民から上ってくることは必至であります。

私はこれ以上の税金投入は許せないと考えます。公金が投入する事態となれば、住民監査請求も辞さない考えであります。議員諸侯に改めてご賛同をお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（鈴木良道君）

次に、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

討論を終結いたします。

平成25年請願第7号の採決を行います。

この採決は、起立により行います。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

平成25年請願第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（鈴木良道君）

起立多数であります。

よって、平成25年請願第7号は採択されました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす3月5日、定刻より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 0時21分